

愛称: 貿易金融ダイナミック・ファンド

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド

ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型追加型外国投資信託(米ドル建て)

交付運用報告書

作成対象期間 第1期(2017年2月21日(運用開始日)~2017年9月30日)

受益者のみなさまへ

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド(愛称:貿易金融ダイナミック・ファンド)(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第1期の決算を行いました。

ファンドの投資目的は、ケイマン諸島籍外国投資法人であるEFAダイナミックⅡファンド・リミテッド(以下「EFAフィーダーファンド」といいます。)に投資することにより、EFAフィーダーファンドのマスターファンドであるEFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッド(以下「EFAマスターファンド」といいます。)に投資した場合の経済的リターンとほぼ同等のリターンを達成することです。EFAマスターファンドの投資目的は、グローバルな貿易金融取引に融資(投資)を行うことにより、安定したリターンを生み出すことです。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

第1期末		第1期	
1口当たり純資産価格 ^(注1)	純資産総額	騰落率 ^(注2)	1口当たり分配金額
10,144米ドル	1,673,720米ドル	+1.44%	該当事項はありません。

(注1) 本書に記載する第1期末の1口当たり純資産価格は、第1期の監査済財務書類に基づくものです。当該財務書類では、米国会計基準に基づき、1口当たり純資産価格の1米ドルに満たない端数については、小数点以下第1位で四捨五入しています。一方、毎月の評価時点における1口当たり純資産価格の計算においては、1米ドル未満の端数は切り捨てとしています。以下同じです。

(注2) 設定来、分配金は支払われておりません。騰落率は、当初発行価格(10,000米ドル)と第1期末の1口当たり純資産価格を対比して算出しております。

その他記載事項

運用報告書(全体版)は、代行協会のウェブサイト(<http://www.teneopartners.co.jp/>)の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。書面でのファンドの運用報告書(全体版)は受益者の方からのご請求により交付されます。書面での交付をご請求される方は、代行協会員までお問い合わせください。

管理会社

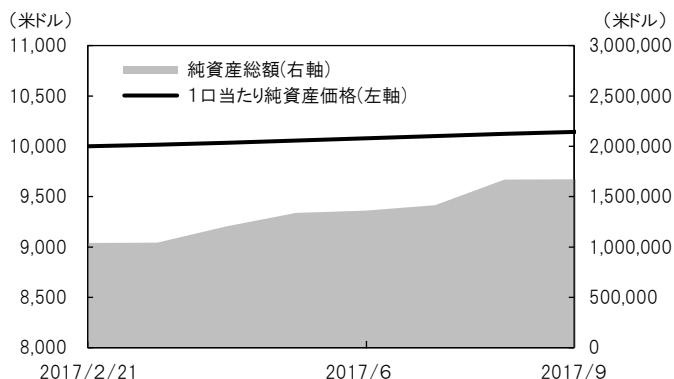
ゴードリアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド

代行協会員

Teneo Partners株式会社

運用経過

■当期の1口当たり純資産価格等の推移



当初発行価格	10,000米ドル
第1期末の1口当たり純資産価格	10,144米ドル
1口当たり分配金額	該当事項はありません。
騰落率	+1.44%

(注1) ファンドは2017年2月21日に運用を開始しました。

(注2) 設定来、分配金は支払われておりません。騰落率は、当初発行価格と第1期末の1口当たり純資産価格を対比して算出しております。

(注3) 1口当たり純資産価格は、各月の最終ファンド営業日に計算されます。

(注4) ファンドの購入価格により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注5) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・2017年第1四半期—EFAマスターファンドのパフォーマンスはわずかに上昇して+0.88%となり、過去12ヶ月間では3.73%となりました。EFAマスターファンドの資金が安定的に投資されたことにより、パフォーマンスは前4四半期と比較してほぼ同じでした。
- ・2017年第2四半期—EFAマスターファンドのパフォーマンスはわずかに上昇して+0.91%となり、過去12ヶ月間では3.73%となりました。この要因は、EFAマスターファンドによって回収された手数料収入が増加したことです。
- ・2017年第3四半期—EFAマスターファンドのパフォーマンスは、2017年第2四半期の+0.91%からわずかに低下して+0.83%となり、過去12ヶ月間では3.53%となりました。この要因は、新規融資先企業に対するサービス開始と既存の融資先企業の契約更新により、回収された手数料収入が低下したことです。

■費用の明細

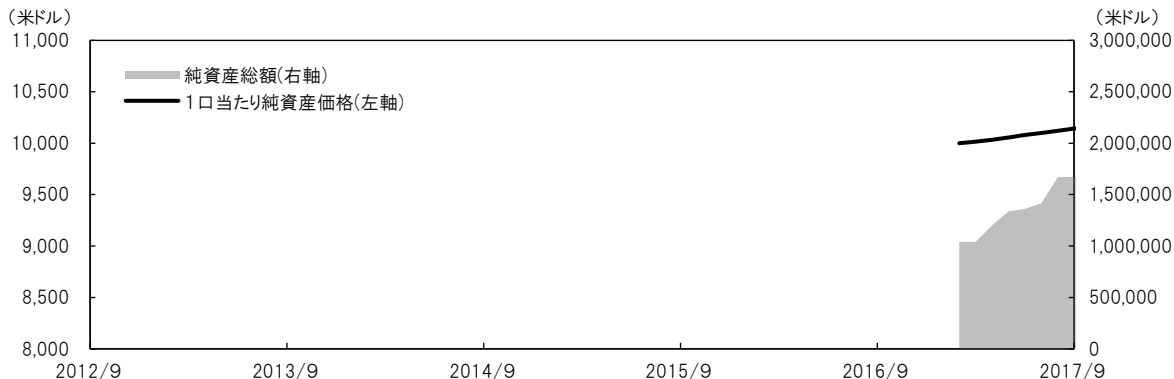
項 目	項 目 の 概 要	
	対価とする役務の内容	料率／金額
受 託 報 酬	ファンドの受託業務	毎年10,000米ドルがファンドの資産から支払われます。
管 理 報 酬	ファンド資産の管理運用、 受益証券の発行業務および ファンドの運用業務	各月末の純資産総額(当該月の管理報酬、代行協会員報酬および販売報酬の控除前)の0.2%の12分の1に相当する報酬が毎月後払いで支払われます。
管 理 事 務 代 行 報 酬 お よ び 保 管 報 酬	ファンドの管理事務代行業務 ファンド資産の保管業務	管理事務代行会社および保管会社との間で随時合意される料率による報酬が支払われます。
代 行 協 会 員 報 酬	受益証券1口当たりの純資産価格の公表等の代行協会員業務	各月末の純資産総額(当該月の管理報酬、代行協会員報酬および販売報酬の控除前)の0.05%の12分の1に相当する報酬が毎月後払いで支払われます。
販 売 報 酬	日本における受益証券の販売 および買戻し業務	各月末の純資産総額(当該月の管理報酬、代行協会員報酬および販売報酬の控除前)の0.55%の12分の1に相当する報酬が毎月後払いで支払われます。
そ の 他 の 費 用 (当 期)	設立費用ならびにファンドの運用に係るその他の費用(ファンドの資産および収益に課せられる税金、銀行手数料および仲介手数料、法務・税務・監査報酬等、保険料、印刷費など)	0.12% ^(注2)

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。管理会社は、当期の受託報酬、管理報酬、管理事務代行報酬および保管報酬を自発的に負担しました。

(注2) 「その他の費用(当期)」には、運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。管理会社は、当期について、設立費、専門家報酬、財務報告書作成報酬を含む一定の運用費用を自発的に負担しました。上記の比率は、便宜上、管理会社の自発的負担額を除く当期のその他の費用総額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注3) 各項目の費用は、ファンドが組入れているEFAフィーダーファンドの費用を含みません。

■最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について



	第1期末 (2017年9月30日)	
1口当たり純資産価格 (米ドル)		10,144
1口当たり分配金額 (米ドル)		0
騰落率 (%)		+1.44
純資産総額 (米ドル)		1,673,720

(注1) ファンドは2017年2月21日に運用を開始しました。

(注2) 騰落率は、当初発行価格(10,000米ドル)と第1期末の1口当たり純資産価格を対比して算出しております。

(注3) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

■投資環境について

・2017年第1四半期

世界的なマクロ経済の動向:潜在的な貿易障壁がグローバルな貿易取引に重大な影響を及ぼす可能性があります。かかる影響は完成品に対するものであると確信しております。需要は常に重要な牽引役であり、世界全体の需要は堅調です。エマージング市場は引続き成長しており、特に中国で顕著です。さらに、アジアの中産階級の成長が主な牽引役となっていることから、インドの成長も顕著です。景気は、世界全体で同時進行している自己発展型の緩やかで循環的な上昇局面に入っています。ダウ、ナスダック、S&Pの各指数は、ドナルド・トランプ大統領の当選以降、明らかな上昇を示しています。シリア紛争およびロシアとの衝突の可能性から来る不確実性があるにもかかわらず、短期的ニュースの先にある、世界的なリフレーションという根源的なテーマが見据えられているため、リスク資産は目覚ましいパフォーマンスを示しました。一時的な事象を超える主要なマクロ経済の傾向は、全世界で何年も続いている金融緩和の解消です。

金利:低金利環境は継続していますが、まず米国がゆっくりとした正常化(リフレーションまたは利上げ)に向い、EU、日本がそれに追随しようとしています。米国連邦準備制度理事会(FRB)は2016年12月に政策金利を0.25%引き上げ、さらに、2017年3月に0.25%引き上げたことで、米ドルLibor3ヶ月物は2017年第1四半期末には1.15%に達しました。FRBは、地政学上の不確実性を考慮して追加利上げには慎重な姿勢を取ることが予想されました。しかし、大方の市場予測では2017年末までに、6月およびその他の月にもう一回、0.25%の追加利上げが行われるであろうというのが一致した見方でした。EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンドにおいては、Liborを基準としたプライシングおよび/または貸出金利指標化条項への転換を始めました。

・2017年第2四半期

金利:FRBは、6月中旬に0.25%の利上げを実施しました。米ドルLibor3ヶ月物は、2017年6月1日時点で1.21%でした(これに対して前年同月は0.65%でした)。FRBは、保有債券を売却せずに、満期を迎えた債券の再投資を徐々に減らしていくことにより、今後数年かけて緩やかにその保有残高を減らしていく計画を打ち出しました。競争により「全経費込み」の融資金利の引上げが難しいことから、EFAマスターファンドは、大部分の信用供与枠の更新時に、金利(Libor)の推移に基づき、四半期毎に貸出金利の変更が可能となる「金利指標」を導入しました。

金融市場:貿易品価格の値下がりにより、資金需要は低下しました。銀行およびその他貸付機関は、融資の金額を増やしてその予算と承認された貸出枠を消化する必要があるため、割安な条件を提示する傾向となり、その結果、競争の激化と利回りへの圧力が生ずることになりました。

・2017年第3四半期

金利:長期金利に対しては下押し圧力が続きました。これは、特に世界経済が改善している中、金利の上昇を予想していた多くの専門家を驚かせました。

FRBは、2016年以降、短期金利を上げていますが、過去に前例のない水準にまで金利を引き下げのために投入された資金コストは特筆すべきものです。FRBは、過去最低水準までの利下げの後に、急激な利上げは行わず、時間をかけて徐々に利上げしていく方針です。

金融市場および資金使用状況:競合貸付機関による貸出枠の拡大、およびEFAマスターファンドの規模の拡大により、強い交渉力を持つ貿易会社グループとより大きな融資枠に関する交渉を行うこととなりますが、Liborの金利

に追従するため、「全経費込み」の貸出金利を引き上げることがEFAマスターファンドの課題となります。

貸出期間の長期化および／または最低融資利用保証による獲得によってEFAマスターファンドの利回りを追求します。そこで、平均貸出金利は年率7.44%(グロス)となり、これは、激しい競争環境下において肯定的に考慮されるものです。

新規の貸出枠の交渉、あるいは、既存の与信枠の更新に際しては、上昇したLiborレートを提案するか、基準金利が再び上昇を始めた時に調整を可能とする金利指標条項の追加を提案しています。

■ポートフォリオについて

(ファンド)

当ファンドは、EFAフィーダーファンドの株式にほぼ全額を投資し、EFAマスターファンドと同一の投資目的を追求しました。

(EFAマスターファンド)

・2017年第1四半期

EFAマスターファンドの平均「資金の利用率」(EFAマスターファンドの純資産に対する投資充当額の割合をいいます。以下同じです。)は83%でした。絶対値での資金の利用率は、オルタナティブ金融ソリューションに対する需要の増加によって、新規の融資先企業の数に反映されているとおり、わずかながら上昇しました。

投資家による伝統的資産との相関性の低い利回りに対する需要により、純資産額は、当四半期中に41百万米ドル、約13%増加しました。それにもかかわらず、弊社では、EFAマスターファンドの「資金の利用率」を維持しました。

ポートフォリオには、新規の融資先企業を計6社追加し、同時に既存の融資先企業5社に対してその融資枠を更新しました。2017年3月末現在、ポートフォリオのローンの約60%は、融資期間が90日を下回っていました。

ポートフォリオ構築の観点から、融資期間の分散、融資先企業の営業年数、貿易品目および貿易品業種配分は、投資制限および投資ガイドラインの範囲内に収まりました。貿易品業種の上位は、農産物および食料品で、貿易品目の上位は銅でした。

・2017年第2四半期

EFAマスターファンドの日々の平均「資金の利用率」は76%でした。絶対値での「資金の利用率」は第1四半期と比較してわずかながら低下しましたが、その原因は、貿易対象商品価格の値下がりや競合貸付機関との貸付競争の激化によるものです。

純資産額は、投資の遅れを取り戻すために新規のファンドの買付申込みの受付を一時的に停止したことにより、当期中は5百万ドルの増加に留まりました。

ポートフォリオには、新規の融資先企業を計8社追加し、さらに既存の融資先企業9社に対してその融資枠を更新しました。2017年6月末現在、ポートフォリオの融資の約60%は、融資期間が90日を下回っていました。

ポートフォリオ構築の観点からは、融資期間の分散、融資先企業の営業年数、貿易品目および貿易品業種配分は、投資制限および投資ガイドラインの範囲内に余裕を持って収まりました。第2四半期の貿易品業種別の上位は農産物および食料品で、貿易品目の上位は鉄金属スクラップでした。

・2017年第3四半期

第3四半期のEFAマスターファンドの日々の平均「資金の利用率」は83%でした。絶対値(米ドル額)での「資金の利用率」は前期(2017年第2四半期)と比較して増加しました。10月末までには、EFAマスターファンドの「資金の利用率」は再び100%となることが見込まれています。

2017年8月末にEFAマスターファンドの資金の利用率が100%となりました。当四半期中に純資産額は25万米ドル増加しましたが、来期初に、この増加分相当額のファンドの買戻代金の支払いがあります。

EFAマスターファンドの高い回転率と流動性は、融資の対象となる貿易金融取引が短期的、かつ自己精算的な性質を有することによります。来期の新しい融資案件も堅調に推移しています。

ポートフォリオには、新規の融資先企業を計4社追加し、さらに既存の融資先企業2社に対してその融資枠を更新しました。2017年9月末現在、ポートフォリオの融資の約65%は、融資期間が90日を下回っていました。

ポートフォリオ構築の観点からは、融資期間の分散、融資先企業の分散および貿易品業種配分は、EFAマスターファンドの投資制限および投資ガイドラインの範囲内に余裕を持って収まりました。第3四半期の貿易品業種別の上位は引き続き農業生産品および食料品で、融資を行った貿易品目の上位は銅(25%)でした。

EFAマスターファンドの地域別分散状況は、アフリカ(出発地として17.3%、目的地として12.5%)、次いで中南米(出発地として4.7%)が続いています。さらに、北米が出发地として1.6%、目的地として3.1%となっています。

■分配金について

ファンドは、分配方針に従い、原則的に分配を行いません。従って、設定来、分配金は支払われておりません。

今後の運用方針

(ファンド)

ファンドは、引き続き、EFAフィーダーファンドにほぼ全額を投資し、EFAマスターファンドと同一の投資目的を追求する方針です。

(EFAマスターファンド)

EFAマスターファンドは、世界中において融資機会を捉えるためにグローバルな投資をしています。第3四半期中、EFAマスターファンドは、着目した3つの地域のうち2つの地域で新規に融資を展開しました(中南米:大豆、**アフリカ**:綿、コーヒー、米および砂糖)。3番目の地域である**ロシア**では、融資契約書の作成が10月中旬までには完了し、2017年第4四半期の初めに、最初の2件の融資が行われる予定です。追加の取引も承認されており、融資契約書の作成段階に入っています。ロシアに対する融資の拡大は、石油製品の輸出に関連するものです。これにより、地域分散を強化し、ファンドの利回りを向上させるだけでなく、農業生産品(現在オーバーウェイト)とエネルギー(石油およびガス)の間の配分のリバランスを可能とします。すべての取引は貿易対象商品によって裏付けられています。また、輸出業者の実績が返済原資となる融資が行われる場合には、各々の業種における世界的大手企業と貿易品の購入に関する協定が結ばれています。貿易会社による輸出業者との継続的・長期的な商業上の関係は、ファンドのパフォーマンスを支え、リスクの軽減に寄与しています。さらに長期的なパートナーシップを目的とした継続的な取引計画の中で新規ビジネスを展開しており、EFAマスターファンドへの1回限りのリスクの転嫁ではありません。

したがって、取引の発掘・組成・調査のため、EFA社のリレーションシップマネージャーならびに社内の担保管理者は、当年度において、アフリカ、中南米、米国、ヨーロッパ、ロシアおよび独立国家共同体(CIS)を広範に廻る出張を行っています。

お知らせ

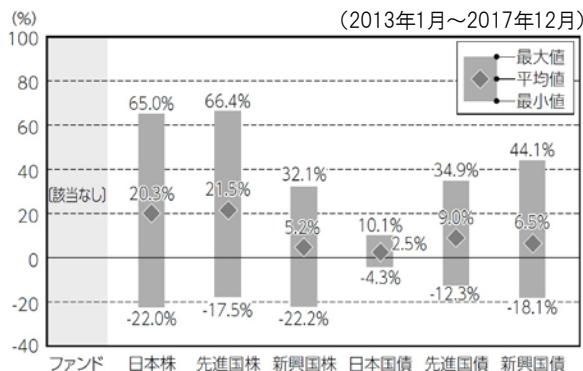
該当事項はありません。

ファンドの概要

ファンド形態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型追加型外国投資信託(米ドル建て)	
信託期間	信託期間満了日は、信託証書の締結日(2016年11月3日)から149年経過後の日です。ただし、受託会社または管理会社は、信託証書に定める一定の場合には、受益者に書面で通知することにより信託期間満了日前にファンドを終了することができます。また、ファンドは、受益者の特別決議によって、いつでも終了することができます。	
運用方針	ファンドの投資目的は、ケイマン諸島籍外国投資法人であるEFAフィーダーファンドに投資することにより、EFAマスターファンドに投資した場合の経済的リターンとほぼ同等のリターンを達成することです。	
主要投資対象	ファンド	EFAフィーダーファンドの株式を主要投資対象とします。
	EFAフィーダーファンド	EFAマスターファンドの株式を主要投資対象とします。
	EFAマスターファンド	様々な原材料や生活消費財によって裏付けられるグローバルな貿易金融取引に関連して発行された金融商品に投資します。
ファンドの運用方法	EFAフィーダーファンドに投資することにより運用します。	
主な投資制限	<p>(a) 管理会社自体を相手方として、または管理会社もしくは受託会社の取締役を相手方として取引を行うことはできません。</p> <p>(b) 管理会社またはファンドもしくは受益者以外のいずれかの者に利益を図る目的で取引を行うことはできません。</p> <p>(c) 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません。</p> <p>(d) 非上場または即時に換金できない投資対象に対し、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られる純資産総額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。</p> <p>(e) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません)を行うことはできません。</p> <p>(f) ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後にファンドの純資産総額を超えることとなる場合に、有価証券の空売りを行うことはできません。</p> <p>(g) 借入れは、買戻請求の充足または費用の支払いのために必要となった場合に、純資産総額の10%を限度として行うことができます。</p> <p>(h) 単一の発行体に対する株式等エクスポージャーおよび債券等エクスポージャー、または単一のカウンターパーティーに対するデリバティブ等エクスポージャーは、それぞれ純資産総額の10%を限度とします。</p> <p>(i) 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの合計が純資産総額の20%を超える場合には、当該発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または当該発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有しないものとします。</p> <p>(j) 管理会社が事前に定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引および他の類似の取引を行うことはできません。</p> <p>ファンドは、現在、デリバティブ取引を行わない方針です。</p>	
分配方針	ファンドの目的は、投資元本の成長を最大化することであり、原則として、ファンドの投資対象から得られた収益または利益を分配金として分配することは想定されていません。	

(参考情報) ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。



出所：管理会社および指数提供会社のデータを基に狩・小野グローバル法律事務所が作成

- ・上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における直近1年間のファンドと代表的な資産クラスの年間騰落率[※]の平均・最大値・最小値を表示したものです。
- ・※ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における受益証券1口当たり純資産価格を対比して算出しますが、ファンドは、2017年2月21日に運用を開始したため、運用開始から1年未満の時点では騰落率は算出されません。代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して算出しております。
- ・ファンドおよび新興国株の年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

< 代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について >

資産クラス	指数名	著作権等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。
先進国株	ラッセル先進国(除く日本) 大型株インデックス (配当込み、円ベース)	ラッセル・インベスメントにより公表されているインデックスです。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベスメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。
新興国株	S&P新興国総合指数 (配当込み、米ドルベース)	S&P新興国総合指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックスは日本の国債の債券インデックスであり、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、日本を除く世界主要国の国債の債券インデックスであり、FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、主要新興国の国債の債券インデックスです。上記3つのインデックスともFTSE Fixed Income LLCにより運営されているものです。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	
新興国債	FTSE新興国市場国債 インデックス(円ベース)	

(注) 海外の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数(S&P新興国総合指数は米ドルベース)を使用しております。

ファンドデータ

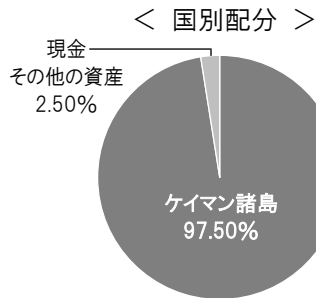
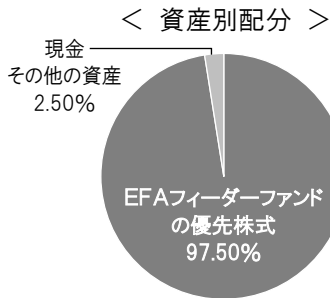
■ファンドの組入資産の内容（第1期末現在）

< 組入上位資産 >

（組入銘柄数：1銘柄）

銘柄	組入比率(%)
EFAダイナミックIIファンド・リミテッド(ケイマン諸島籍外国投資法人) (クラスA優先株式一米ドル建)	97.50

(注) 組入比率は純資産総額に対する評価額の割合です。以下円グラフも同じです。



(注) 国別配分は発行国を表示しています。

■純資産等

項目	第1期末
純資産総額	1,673,720米ドル
受益証券発行済口数	165口
1口当たりの純資産価格	10,144米ドル

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1期中	165 (165)	0 (0)	165 (165)

(注) ()内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済み口数です。

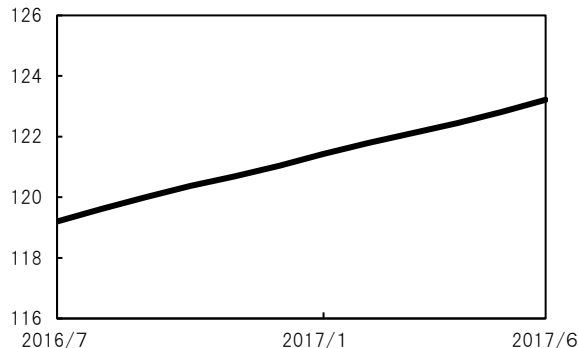
■投資先ファンドの概要 (2016年7月～2017年6月)

● EFAダイナミックⅡファンド・リミテッド(「EFAフィーダーファンド」)

< 1株当たり純資産価格の推移 >

(クラスA優先株式)

(米ドル)



< 保有銘柄情報 > (2017年6月30日現在)

(組入銘柄数:1銘柄)

銘柄	組入比率(%)
EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッド (ケイマン諸島籍外国投資法人) (優先株式-米ドル建)	99.88

(注) 組入比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

● EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッド(「EFAマスターファンド」)

< 1株当たり純資産価格の推移 >

(優先株式)

(米ドル)



< EFAマスターファンドの資産および負債の状況 > (2017年6月30日現在)

	純資産総額に対する比率(%)
資産:	
ローン債権	83.57
現金および現金同等物	18.18
ファシリティ報酬およびその他資産	0.61
資産合計	102.36
負債合計	△2.36
純資産総額	100.00

出典: EFAマスターファンドの2017年6月30日終了年度の監査済連結財務書類。以下同じです。

< EFAマスターファンドの融資先企業の国別構成 >

(2017年6月30日現在)

国	ローン合計額に 対する比率(%)
スイス	37.94
アラブ首長国連邦	18.48
ルーマニア	13.78
シンガポール	10.06
トルコ	8.85
ケイマン諸島	2.36
マーシャル諸島	2.32
アメリカ合衆国	1.33
マルタ	1.17
英領ヴァージン諸島	1.09
ドイツ	0.87
ザンビア	0.70
フランス	0.64
香港	0.19
スペイン	0.13
南アフリカ	0.09
合計	100.00

(注) 国につきましては、融資先企業の設立国を表示しております。
以下同じです。

< EFAマスターファンドの通貨の状況 >

原則として、ファンドは、米ドル建でのみ信用供与を行います。

2017年6月30日現在、ファンドの金融資産および金融負債は、実質的にすべて米ドル建となっています。

< EFAマスターファンドの融資先企業上位10社 >
契約上の守秘義務により、融資先企業の名称は開示できません。

(2017年6月30日現在)

	融資先 企業	国	ローン合計額に 対する比率(%)
1	A	スイス	8.86
2	B	スイス	7.02
3	C	アラブ首長国連邦	7.02
4	D	アラブ首長国連邦	5.85
5	E	ルーマニア	5.51
6	F	トルコ	5.20
7	G	スイス	4.87
8	H	ルーマニア	4.76
9	I	スイス	4.24
10	J	ルーマニア	3.51

(注) 融資先企業の合計数は73社です(出典: EFAマスターファンドの
2017年第2四半期報告書)。

● 費用の明細

以下の報酬・費用は、EFAフィーダーファンドとEFAマスターファンドの合計を記載しております。

項 目	項 目 の 概 要	
	対価とする役務の内容	料率／金額 ^(注1)
管 理 報 酬	EFAマスターファンドの取締役会の方針および監督に従い、EFAマスターファンドの資産の運用の対価として、EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの投資運用会社であるユーロフィン・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド(以下「投資運用会社」といいます。)に支払われます。	EFAフィーダーファンドの純資産総額の年率1.5%の料率で、各月末に計算され、計上され、毎月後払いされます。
成 功 報 酬	EFAフィーダーファンドに対するファンドの投資についての実際の運用成果に従い、投資運用会社に支払われます。	原則として、四半期間のEFAフィーダーファンドの1株当たり純資産価格が一定の基準(ハイ・ウォーター・マーク)以上であれば、当該基準を超えた部分の15%
管 理 事 務 代 行 報 酬	1株当たり純資産価格の計算等の管理事務代行業務および名義書換代行業務の対価として、EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの管理事務代行会社であるスタンダード・アンド・チャータード・バンク、シンガポール支店に支払われます。	EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドと、管理事務代行会社との間で随時合意される報酬
保 管 報 酬	マスターファンドの全資産の保管業務の対価として、EFAマスターファンドの保管銀行であるスタンダード・アンド・チャータード・バンク、シンガポール支店に支払われます。	EFAマスターファンドと保管銀行との間で随時合意される報酬
そ の 他 の 費 用 (2016年7月1日～ 2017年6月30日)	EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの設立費用ならびにEFAマスターファンドの運用に係るその他の費用(資産および収益に課せられる一切の税金、投資対象の取引に課せられる銀行手数料および仲介手数料等、監査報酬および弁護士報酬、書面、通知、会計記録、届出書、目論見書および報告書の作成、翻訳、印刷費等)	0.03% ^(注2)

(注1) 各報酬については、EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの目論見書に定められている料率または金額を記しています。

(注2) 「その他の費用」には、運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のEFAフィーダーファンドのその他の費用の金額をEFAフィーダーファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示しています。これは、実際の比率とは異なります。